

道の駅やちよ各種設備定期保守点検業務基準

- 1 建築基準法第 12 条第 4 項の規定による特定建築設備点検
毎年度 1 回各施設において、上記の点検を行うこと。

- 2 合併処理浄化槽維持管理

各施設において下記の回数点検等を行うこと。

また、毎年 1～3 月分を 4 月 10 日までに、4～6 月分を 7 月 10 日までに、7～9 月分を 10 月 10 日までに、10～12 月分を 1 月 10 日までに千葉県葛南地域振興事務所地域環境保全課に維持管理状況を報告すること。(浄化槽法施行細則第 6 条)

- (1) 八千代ふるさとステーション

- ① リニューアル整備期間前

※ リニューアル整備工事開始までの間、必要に応じて各種点検を行うこと。

467 人槽，処理水量：85.4 m³/日

- ・保守点検 週 1 回（浄化槽法第 10 条第 1 項，浄化槽法施行規則第 6 条第 2 項）
- ・定期点検 年 1 回（浄化槽法第 11 条）
- ・水質検査 月 1 回

- ① リニューアル整備期間中

リニューアル工事に伴い、施設は休館となることから、点検及び検査は不要となりますが、必要に応じて、千葉県葛南地域振興事務所地域環境保全課に維持管理状況を報告すること。

- ② リニューアル整備期間後

リニューアル後の浄化槽については、既存浄化槽と人槽は同じものを計画していることから、以下のリニューアル整備期間前と同様の点検及び検査を実施すること。

- (2) やちよ農業交流センター（200 人槽，処理水量：38 m³/日）

- ・保守点検 月 2 回（浄化槽法第 10 条第 1 項，浄化槽法施行規則第 6 条第 2 項）
- ・定期検査 年 1 回（浄化槽法第 11 条）
- ・水質検査 3 か月に 1 回

- (3) 防災トイレ（304 人槽，処理水量：40.46 m³/日）

- ・保守点検 週 1 回（浄化槽法第 10 条第 1 項，浄化槽法施行規則第 6 条第 2 項）
- ・定期点検 年 1 回（浄化槽法第 11 条）
- ・水質検査 月 1 回

- 3 自家用電気工作物保守管理

各施設において下記の回数点検等を行うこと。

(1) 八千代ふるさとステーション

① リニューアル整備期間前

※ リニューアル整備工事開始までの間、必要に応じて各種点検を行うこと。

受電電圧：6,600V，設備容量：250KVA

ア 月次点検 2か月に1回（電気事業法第42条の保安規程による）

イ 年次点検 年1回（電気事業法第42条の保安規程による）

② リニューアル整備期間中

リニューアル工事に伴い、施設は休館となることから、点検は不要とします。

③ リニューアル整備期間後

リニューアル後の自家用電気工作物における受電電圧及び設備容量については、令和6年度に行う実施設計にて決定します。なお、点検については、以下のリニューアル整備期間前と同様に実施すること。

(2) やちよ農業交流センター（受電電圧：6,600V，設備容量：250KVA）

ア 月次点検 2か月に1回（電気事業法第42条の保安規程による）

イ 年次点検 年1回（電気事業法第42条の保安規程による）

4 消防用設備保安点検

各施設について下記の回数点検等を行い、八千代市消防本部予防課に報告すること。

(1) 八千代ふるさとステーション

① リニューアル整備期間前

※ リニューアル整備工事開始までの間、必要に応じて各種点検を行うこと。

○ 消防用設備一覧

・ 消火器設備

粉末消火器7本，強化液消火器2本

・ 自動火災報知設備

受信機P-1級1面，差動式スポット型感知器35個，定温型スポット型感知器4個，煙感知器17個，発信機2個，表示灯2個，電源，配線点検

・ 非常放送設備

増幅器操作部，自動火災報知設備の連動，スピーカー42個，常用電源，配線設備

・ 誘導灯及び誘導標識設備

誘導灯15台，配線点検

○ 点検

・ 消防設備外観点検及び機能点検

6か月に1回（消防法第17条の3の3，消防法施行規則第31条の6）

・ 消防設備総合点検

年 1 回（消防法第 17 条の 3 の 3，消防法施行規則第 31 条の 6）

② リニューアル整備期間中

リニューアル工事に伴い、施設は休館となることから、点検は不要とします。

③ リニューアル整備期間後

リニューアル後の消防用設備については、令和 6 年度に行う実施設計にて詳細を決定しますので、既存設備及び「資料 15 防災道の駅やちよ基本設計概要説明書」を参考に、レストラン増築部分を含めた維持管理に必要な経費を見積もってください。なお、リニューアル整備期間前の点検内容は①のとおりですので、参考としてください。

(2) やちよ農業交流センター

ア 消防用設備一覧

(ア) 消火器設備

粉末消火器 7 本，強化液消火器 2 本

(イ) 自動火災報知設備

受信機 P－1 級 1 面，差動式スポット型感知器 48 個，定温型スポット型感知器 17 個，煙感知器 15 個，発信機 6 個，表示灯 6 個，電源，配線点検

(ウ) 非常放送設備

増幅器操作部，自動火災報知設備の連動，スピーカー 32 個，常用電源，配線設備

(エ) 誘導灯及び誘導標識設備

誘導灯 21 台，配線点検

イ 点検

(ア) 消防設備外観点検及び機能点検

6 か月に 1 回（消防法第 17 条の 3 の 3，消防法施行規則第 31 条の 6）

(イ) 消防設備総合点検

年 1 回（消防法第 17 条の 3 の 3，消防法施行規則第 31 条の 6）

5 自動ドア保守点検

各施設において下記の回数点検等を行うこと。

(1) 八千代ふるさとステーション

① リニューアル整備期間前

※ リニューアル整備工事開始までの間，必要に応じて各種点検を行うこと。

・両引自動ドア 3 か所の点検 年 1 回

・片引自動ドア 3 か所の点検 年 1 回

① リニューアル整備期間中

リニューアル整備工事に伴い、施設は休館となることから、点検は不要としま

す。

② リニューアル整備期間後

両引自動ドア 8 か所の点検 年 1 回

※ 基本設計時点の箇所数のため、変更となる場合があります。

(2) やちよ農業交流センター

① 両引自動ドア 2 か所の点検 年 1 回

② 片引自動ドア 3 か所の点検 年 1 回

6 冷暖房設備等保守点検

八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターにおける業務用エアコン、冷凍冷蔵ショーケース及び業務用冷凍冷蔵庫において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条の規定による管理者判断基準に基づく簡易点検を下記の回数行うこと。簡易点検を行うにあたっては、業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の手引き（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会）を参考とすること。

なお、リニューアル整備期間中は、八千代ふるさとステーションの冷暖房設備等の保守点検は不要とします。

・ 3 か月に 1 回

7 シャッター保守点検

やちよ農業交流センターにおいて下記の回数点検等を行うこと。

・ 年 2 回

8 排水管高圧洗浄

八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターにおいて、下記の回数洗浄等を行うこと。

なお、リニューアル整備期間中は、八千代ふるさとステーションの上記洗浄は不要とします。

・ 年 2 回